

液化石油ガス器具等及びガス用品の
性能規定化に係る諸手続について
(第1版)

平成28年10月28日

経 済 産 業 省
製 品 安 全 課

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づくガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）を改正する省令を平成28年4月1日付けで施行し、液化石油ガス器具等及びガス用品の技術上の基準の性能規定化を行った。

性能規定化に伴い、技術上の基準を満たすものとして整合規格案を国に申請する場合、技術上の基準を満たす例として国が示すもの以外の仕様規定を採用する場合に必要な手続き等について、以下に記載する。

目 次

1. 整合規格の採用プロセスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 技術的根拠として最低限必要な書類について・・・・・・・・・・ 8

1. 整合規格の採用プロセスについて

1. 目的

民間の団体等が整備する公的規格及び民間規格の活用により、民間事業者の自由度を高め、又、最新技術や国際的な規制動向を迅速かつ機動的に反映するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「器具省令」という。）及びガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス事法」という。）に基づくガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号。以下「用品省令」という。）を改正する省令を平成28年4月1日付けで施行し、液化石油ガス器具等（液石法で規定）及びガス用品（ガス事法で規定）の技術上の基準の性能規定化を行った。

性能規定化した法体系においては、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等及びガス用品が技術上の基準で示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなるが、性能規定のみでは、事業者が設計ごとに性能規定を満足していることの確認が別途必要となる。このため、寸法、形状、試験方法等を規定した公的規格及び民間規格を整合規格として取り入れ、事業者の扱う液化石油ガス器具等及びガス用品がこの整合規格に適合する場合には、技術上の基準に適合するものとする。

この際、整合規格は、これを満たせば技術上の基準に適合するものと判断されるものであり、当該整合規格を策定した特定の事業者又は個人等だけが援用できるものではなく、技術上の基準を満たすものとして一般的に広く援用されるものとなるため、公共性を持つものであることが要求される。

よって、本手続きにおいて、民間事業者から国に対し、整合規格の提案及び整合規格の一部を改正する提案がなされた場合について、器具省令又は用品省令を満たし、公共性を持つものであること等を確認するためのプロセスを定める。

2. 用語の定義

- ① 技術上の基準：器具省令別表第三及び用品省令別表第三に定める技術上の基準をいう。
- ② 解釈：技術上の基準を満足する具体的な技術的内容（仕様規定）の一例として公表している以下のもの。
 - ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成26年10月22日付け20140901商局第3号）の別添5
 - ・ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（平成23年11月28日付け平成23・11・14商局第2号）の別添2
- ③ 公的規格及び民間規格：日本工業規格及び業界団体等民間において作成された規格をいう。
- ④ 整合規格：公的規格及び民間規格の全部又は一部により構成され、技術上の基準に定める性能を満たし、国の審査を通り解釈となったもの。
- ⑤ 整合規格提案者：公的規格及び民間規格を、技術上の基準を満足する整合規格とするため、

国へ提案する機関等をいう。

3. 公的規格及び民間規格を整合規格として採用するプロセス

国は、整合規格提案者から整合規格案の提案を受けた時は、以下のプロセスにより整合規格案の審査を行う。

- ① 国は、整合規格案が別添に示す審査基準を満たすことの確認及び整合規格案が技術上の基準に適合していることの確認を行う。
- ② ①にて、整合規格案が別添に示す審査基準を満たし、技術上の基準に適合していると判断される整合規格案について、国は、一般からの意見の公募を行う。
- ③ 国は、②で出された意見を考慮し、整合規格として解釈に取り入れ、公表する。
- ④ 国は、整合規格を制定又は改正した場合は、製品安全小委員会にて報告を行う。

4. 提案に必要な書類

整合規格提案者は、整合規格案を国に提案し技術審査を受けるに当たり、整合規格案が審査基準を満足し、技術上の基準を満たすことを示すため、以下の文書を国に提出する。なお、国は必要な範囲において整合規格提案者に対し、追加的に資料を求めることがある。

【技術審査を受けるために提出する文書（例）】

- I. 提案書
- II. 整合規格案
- III. 審査基準との整合性チェックリスト
- IV. 委員会の運営等の規定についての資料
- V. 整合規格案の審議内容の概要を示す資料
- VI. 技術上の基準との整合性チェックリスト

(各文書についての説明)

- I. 提案書は、以下の項目が規定されているものとする。
 - a. 提案日
 - b. 提案者の名称
 - c. 提案する整合規格案が引用する公的規格及び民間規格の名称等
 - d. 提案する整合規格案に対応する液化石油ガス器具等の区分（器具省令別表第1の区分）及びガス用品の区分（用品省令別表第1の区分）
 - e. 整合規格案を提案する理由
 - f. 提案する整合規格案が整合規格となった際、公布から施行までの期間及び当該期間を必要とする理由
 - g. 提案する整合規格案が整合規格として解釈に定められた場合、廃止又は改正されるべき解釈の箇所（廃止する場合は廃止してよい理由）並びに廃止又は改正する時期及び当該時期の根拠
- II. 整合規格案は、整合規格の具体的な内容について記載するものとする。
- III. 審査基準との整合性チェックリストは、別添で示した審査基準の項目について、整合規格提案者が確認した結果を記載するものとする。

- IV. 委員会の運営等の規定についての資料は、別添の審査基準の(2) f.で規定する文書の写しとする。
- V. 整合規格案の審議内容の概要を示す資料は、整合規格案を策定する際の委員会の議事録並びに出された意見及びその処理について要約した資料とする。
- VI. 技術上の基準との整合性チェックリストは、規格作成者が、審査基準「(3) 技術上の基準との整合性」を確認した結果について記載するものとする。

審査基準

整合規格案の審査は、次の要件を満たしていることを確認することにより行うものとする。

なお、特段の理由により、当該審査基準に適合することが難しい場合については、製品安全課と別途、調整を行うものとする。

(1) 整合規格案の公共性

整合規格案として審査の対象となる規格は、特定の事業者又は個人だけが利用できるものではなく、公共性を持つものであること。

(2) 整合規格案の策定プロセスの公平性・公開性

整合規格案の策定は有識者による委員会によるものであり、委員会は次を満たすこと。

- a. 委員会の成立条件及び決議方法並びに委員構成等が明確であり、委員構成等については別紙「委員会の構成等」に準じたものとなっていること。
- b. 議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。
- c. 整合規格案の策定途中で出された意見が適切に処理されていること。
- d. 傍聴又は議事録の公表のいずれかの方法により、委員会の審議の内容が公表されていること。
- e. 作為又は不作為に関する規格提案プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての処理手順が明確であること。
- f. 上記 a.～e. の内容及び方法について文書で定められていること。

(3) 技術上の基準との整合性

整合規格案は、技術上の基準で要求される性能との関係が明確になっていること。

(4) 技術的事項の具体性

整合規格案は、技術上の基準で要求される性能を達成するために必要な技術的事項について、具体的な手法、仕様、方法が示されており、技術的専門性が反映されたものであること。

(5) 技術的事項の妥当性

整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。ただし、整合規格案が日本工業規格の全部及び一部の規定を引用するものである場合は不要とする。

(6) 作成言語

規格は日本語で作成されていること。

委員会の構成等

(1) 委員会の委員構成

委員の構成数は原則として20名以内とし、すべての実質的な利害関係を有する者（生産者、使用・消費者及び販売者）と中立者の意向を適正に反映させるため、その構成比率は、原則として、次のとおりとする。

- ・生産者と使用・消費者の比率は同数とし、両者の和が全体の過半数を占めること。
- ・中立者の比率は、生産者／使用・消費者の比率の半数以上、ほぼ同数までとする。
- ・販売者の比率は、原則として全体の2割以下とするが、販売者による直接取引の量が少ない場合は、販売者を除くことができる。

例：

| | | | | | | |
|-------|---|-------------|---|-------|---|-------|
| 生 産 者 | ： | 使 用 ・ 消 費 者 | ： | 販 売 者 | ： | 中 立 者 |
| 3 | ： | 3 | ： | 1 | ： | 3 |
| 3 | ： | 3 | ： | 2 | ： | 2 |
| 4 | ： | 4 | ： | 0 | ： | 2 |
| 3 | ： | 3 | ： | 0 | ： | 3 |

備考1：整合規格案が特定液化石油ガス器具等に対応するものにあつては、液石法の規定により当該特定液化石油ガス器具等の適合性検査が可能な国内登録検査機関及び海外登録検査機関を、特定ガス用品に対応するものにあつてはガス事法の規定により当該特定ガス用品の適合性検査が可能な国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関を中立者として参加させること。

備考2：液石法及びガス事法を所掌する製品安全課の職員をオブザーバーとして参加させること。

(2) 委員の資格

- ① 商品、用語、試験方法等審議の対象となる事項について広い知識を有し、かつ、豊富な技術的経験を有する者
- ② 関係日本工業会規格及び関係国内外規格等、関係規格の内容に精通している者
- ③ 生産者、使用・消費者、販売者又は中立者の立場から、組織を代表して意見を反映し得る者

(3) 利害関係者の参加

国の内外を問わず、利害関係者から委員会への参加希望があつた場合は、情報公開の観点を踏まえ、少なくともオブザーバーとして参加させる。

2. 技術的根拠として最低限必要な書類について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成26年10月22日付け20140901商局第3号）の別添5（以下「液石法解釈」という。）において「技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合、技術上の基準に適合することとなる。」としている。又、ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（平成23年11月28日付け23・11・14商局第2号）の別添2（以下「ガス事法解釈」という。）において「技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合、技術上の基準に適合することとなる。」としている。

液石法解釈及びガス事法解釈で示す技術的内容の例によらない場合、この「技術的根拠」として最低限必要な書類は以下とし、提出を要請した場合には速やかに提出がされるものとする。

- ① 製品概要、設計図、設計に係る計算書等及び機器の動作を理解するために必要な説明書
- ② 採用する規格・基準等（海外の規格・基準等はその和訳も必要）を示す資料
- ③ 採用する規格・基準等が液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「器具省令」という。）別表第3又はガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号。以下「用品省令」という。）別表第3を満たすことを示す資料（採用する規格・基準等と器具省令又は用品省令の別表第3との対比表等）
- ④ 製品のリスクアセスメントの検討結果
- ⑤ 採用する規格・基準等に係る試験方法及び試験結果を示す資料